

○山梨県警察情報処理能力検定に関する訓令

平成6年3月11日

本部訓令第5号

改正 平成16年12月本部訓令第14号

平成28年3月本部訓令第10号

令和5年7月本部訓令第8号

(趣旨)

第1条 この訓令は、情報処理能力検定に関する訓令（平成5年警察庁訓令第1号。以下「警察庁訓令」という。）第7条第1項の規定に基づき、山梨県警察情報処理能力検定（以下「県能力検定」という。）の実施等に関し必要な事項を定めるものとする。

(県能力検定の目的)

第2条 県能力検定は、山梨県警察職員（以下「職員」という。）の情報処理に関する能力を検定し、情報処理に関する知識及び技能の向上に資することを目的とする。

(県能力検定の級位)

第3条 県能力検定の級位は、初級及び中級とする。

2 各級位の検定内容は、別表の左欄に掲げる県能力検定の級位に応じ、それぞれ右欄に掲げるものとする。

(県能力検定の実施者等)

第4条 県能力検定の実施及び合格者の決定は、警察庁訓令第7条第2項の規定に基づき、警務部長が行うものとする。

2 県能力検定の事務は、警務部情報管理課において行う。

(県能力検定の実施)

第5条 県能力検定は、年1回以上行うものとする。

2 県能力検定は、筆記試験又は電子計算機その他の電子機器を利用した試験により行う。

(県能力検定の受検手続)

第6条 所属長は、所属の職員から県能力検定の受検の申出を受けたときは、情報処理能力検定受検者名簿（第1号様式）により、警務部情報管理課長（以下「情報管理課長」という。）を経由して、警務部長に申請するものとする。

(合格基準)

第7条 県能力検定の合格基準は、各級とも2時間20問の試験問題において60パーセント以上の正解とする。

(実施結果の報告)

第8条 警務部長は、県能力検定を実施したときは、情報処理能力検定実施結果報告書(第2号様式)により、その実施結果を警察本部長に報告するものとする。

(合格の通知)

第9条 警務部長は、県能力検定の合格者を決定した場合は、情報処理能力検定合格者名簿(第3号様式)により所属長に通知するものとする。

(合格者台帳の整備)

第10条 情報管理課長は、県能力検定の合格者を記載した合格者台帳を整備するものとする。

2 前項に規定する合格者台帳は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)により調製することができる。

(取得状況の確認)

第11条 警務部長は、各所属における県能力検定及び警察庁訓令に基づき実施した情報処理能力検定の取得状況を記載した情報処理能力検定取得状況表(第4号様式)を、年1回以上所属長に送付するものとする。

(特例)

第12条 上位の能力検定の級位を取得した者は、下位の級位を取得したものとみなす。

2 他警察機関で実施した情報処理に関する検定で取得した級位については、第3条に規定する県能力検定の級位に相当する級位を取得したものとみなす。

(所属長及び職員の責務)

第13条 所属長は、職員に対して情報処理に関する知識及び技能の向上について啓発するとともに、職員が積極的に県能力検定を受検できるような環境醸成に配慮し、職員の情報処理能力の向上を図らなければならない。

2 職員は、常に情報処理に関する知識及び技能の習得に努めなければならない。

附 則

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月22日本部訓令第14号)

この訓令は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月18日本部訓令第10号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和5年7月3日から施行する。

別表（第3条関係）

級位	知識及び技能
初級	<p>1 山梨県警察情報セキュリティに関する訓令（平成19年山梨県警察本部訓令第12号）第2条第4号に定める警察情報システム（以下「警察情報システム」という。）の基本的な操作に必要な知識及び技能</p> <p>2 情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であって、警察情報システムの基本的な操作に必要なもの</p>
中級	<p>1 情報処理に関する技術を利用して業務改善を実施するために必要な、又は上司の指導の下、警察情報システムを設計、開発、整備及び運用するために必要な知識及び技能</p> <p>2 情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であって、業務で利用するソフトウェアの応用並びに警察情報システムの取扱いについての職員に対する指導及び教養に必要なもの</p>

第1号様式（第6条関係）

第2号様式（第8条関係）

第3号様式（第9条関係）

第4号様式（第11条関係）